

結晶系太陽電池モジュールの限定保証

1. 限定製品保証 - 15年間の修理・交換保証

SolarEdge は、初回利用にあたり設置された日（以下「本保証の開始日」といいます。）から180 ヶ月の期間、通常の用途での利用、条件、使用、設置、および保守において、（該当する場合には）工場で組み立てられた DC コネクタおよびケーブルを含む自社の結晶系太陽電池モジュール（以下「本モジュール」といいます。）につき、材料および仕上がり（workmanship）に瑕疵がないことを保証します。SolarEdge により製造され、結晶系太陽電池モジュールに組み込まれたパワー・オプティマイザーは、SolarEdge による別の25 年間の限定的な保証に依るものとし、その内容は以下よりご参照頂けます。

https://www.solaredge.com/sites/default/files/solaredge_warranty_february_2019_jp.pdf

本モジュールの材料および仕上がり欠陥があることが認められた場合、上記の期間中、SolarEdge は欠陥の種類に応じて、自己の裁量で本モジュールの修理または交換を行うものとしします。

本モジュールに瑕疵がある場合の修理または交換のオプションは、本結晶系太陽電池モジュールの限定保証に従って保証される唯一の排他的な救済であり、本保証で規定されている144 ヶ月の期間を超えないものとしします。救済はお客様に対してのみ直接行われるものとしします。本結晶系太陽電池モジュールの限定保証は、特定の出力を保証しません。保証対象外となる特定の出力については、以下第2 項（以下「ピーク出力制限に関する保証 - 限定救済策」といいます。）でのみ規定されるものとしします。

2. ピーク出力制限に関する保証 - 限定救済策

SolarEdge は、以下に示されている標準試験条件（STC）下ですべての本モジュールが太陽電池製品の最低定格出力を示すことを保証します。

単結晶シリコン太陽電池モジュール

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ネームプレート (銘板)に記載の DC出力に占める 割合(%)	97.0%	96.3%	95.6%	94.9%	94.2%	93.5%	92.8%	92.1%	91.4%	90.7%	90.0%	89.3%	88.6%	87.9%	87.2%	86.5%	85.8%	85.1%	84.4%	83.7%	83.0%	82.3%	81.6%	80.9%	80.2%

SolarEdge が自己の絶対的な裁量により、当該出力損失が、材料または仕上りの欠陥によるものだと判断する場合に限り、当該出力損失は本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の対象となります。SolarEdge は当該出力を補償するためお客様に追加のモジュールを提供するか、SolarEdge の自己の裁量において、欠陥のあるモジュールを修理または交換するかのいずれかの方法により当該出力損失を補うものとしします。本第2 項で規定されている救済は、「ピーク出力制限に関する保証 - 限定救済策」に従って提供される唯一の排他的な救済とします。

（標準試験条件（STC）の定義：垂直入射時において(a) 分光分布AM1.5, (b) 放射照度1,000W/m²および、(c) セル温度25℃）

3. 保証の除外及び制限

- A. いかなる場合においても、保証請求はすべて、保証適用期間内に、本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の第4項に示されている指示に従って手続きがなされる必要があります。
- B. 以下のいずれかの影響を受けている本モジュールはすべて、本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の対象外となります。
- 誤用、乱用、不履行、事故。
 - 改造、分解、再設置、および/または不適切な設置もしくは利用。
 - SolarEdge の設置または保守に関する指示の不遵守。
 - SolarEdge より事前の許可や承認を得ていない者による修理や変更。
 - 本モジュール周辺機器による不具合。
 - 製品仕様や設置指示書の指示から逸脱する異常な状況または環境下での使用。
 - 太陽光発電とは無関係な目的での使用。
 - 本モジュールがお客様の元に納入された後に行われた輸送や保管中に発生する欠陥。
 - SolarEdge から配送後に生じる、本モジュールの発電性能や機械的強度に一切影響しない、自然に発生するキズ、汚れ、機械的摩耗、さび、劣化、変色、またはその他の変化。
 - 停電によるサージ（過電流）、洪水、火災、不慮の破損、もしくはSolarEdge の影響が及ぶ範囲外の自然の力、不可抗力、またはその他の予測不能な状況に起因するその他の事態。
- C. SolarEdge は、対象となる製品のSolarEdge への返品にかかる合理的な運送費および追加の製品、修理済みの製品または交換製品の買主への運送にかかる合理的な運送費を負担する。SolarEdge が救済として修理を選択した場合、SolarEdge は、修理にかかる合理的な材料費および人件費を負担する。モジュールの撤去、設置または再設置にかかる諸費用は、買主が負担する。
- D. 本モジュールの型式またはシリアル番号が変更または除去されている場合や、判読不能な状態になっている場合は、保証請求を受け入れることはできないものとします。
- E. SolarEdge は、本モジュールから生じる原因もしくは本モジュールに関連して生じる原因（本モジュールの欠陥を含みますがこれに限定されません）、本モジュールの使用や設置に起因する物的損害やけが、またはその他の損失や損害に対して一切の義務も責任も負わないものとします。いかなる状況においても、SolarEdge は付随的損害、派生的損害、使用不能損失、利益の損失、収益の損失、生産損失、または特別損害の責任を負わないものとします。損害またはその他の事由に対するSolarEdge の累積責任は、当該責任がある場合、対象となるモジュールに対してお客様が支払われた請求書の金額を超えないものとします。

4. 保証の履行請求

A. 保証請求は、(a) 本モジュールを販売した販売代理店、(b) 本モジュールを販売したSolarEdgeの認定販売代理店、または (c) SolarEdge（送付先は下記参照）に送付するものとします。

カスタマーサポート：

support@solaredge.jp

電話：045-345-8411

受付時間：午前9時～午後5時30分

土曜・日曜・祝日、年末年始を除く

ソーラーエッジテクノロジージャパン株式会社

住所：神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東4-5-24-A 館

電話：045-345-8410（代表）

メールアドレス：japan-info@solaredge.com

ウェブサイト：<https://www.solaredge.com/ja>

B. 保証請求は、必ず書留郵便で送付してください。保証請求書には、欠陥のあるモジュールのシリアル番号を記載し、関連する請求書と購入契約書を同封していただく必要があります。また「We hereby accept, and agree to, the choice of law, the choice of an expert appraiser and the choice of arbitration as set out in Clause 6 of

your Limited Warranty for Crystalline PV Modules on which our claim is based.」（当方の請求の基となる

本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の第6項で規定されている通り、当方は本書をもって、準拠法、専門鑑定人の選択、仲裁の選択を受け入れ、同意します。）と明記した同意書も同封していただく必要があります。お客様は請求通知書と共に、モジュールの購入日を証明する書類を同封する必要があります。第4項Cの通知期限が守られていない情報が不足している請求通知書は、処理できないものとします。

C. (a)お客様が、本保証に従って請求を行う欠陥を認識してから、もしくはお客様が当該欠陥を認識すべきであった期間後20日以内に、第4項Aに従って、SolarEdge もしくはSolarEdge の販売代理店に当該請求を書面で通知しない場合、または、(b)お客様が、当該請求を適切に通知した後、6ヶ月以内に訴訟又は仲裁手続を開始しない場合、本限定保証に従って行われる請求はすべて取り消されたものとします。

D. SolarEdge は、保証請求を受け取った時点で、請求対象のモジュールがすでに生産終了となっている場合、請求対象のモジュールの交換を行うために他の種類のモジュール（サイズ、型、色、形状および/または出力が異なるモジュール）を提供する権利を有します。

E. モジュールの修理、交換、追加の提供は、保証期間を更新も延長もしません。

F. SolarEdge によって交換される請求対象の製品/欠陥のある製品はすべて、SolarEdge の所有物となるものとします。請求対象の製品/欠陥のある製品は、SolarEdge の指示に従ってお客様の費用負担で返品されるか、廃棄されるものとします。

5. 分離可能性

本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の一部、もしくはいずれかの規定または条項、もしくは人または状況に対するそれらの適用が、無効、取消、または執行不可能と判断されたとしても、当該判断は本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の残りのすべての部分、規定または条項、もしくは本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の適用に影響を及ぼさないものとし、有効の存続するものとします。この目的を達成するため、本結晶系太陽電池モジュールの限定保証の残りのすべての部分、規定または条項もしくは本保証の適用は、分離して扱うことが可能であるものとします。

6. 紛争

形式を問わず、本結晶系太陽電池モジュールの限定保証に起因する、または何らかの形で関連するいかなる訴訟、申立て（Action）も、その原因が認識されてから6ヶ月が経過した後は、SolarEdge に対して提起できないものとします。

保証請求に関する紛争の場合、申し立ての判決にはフラウンホーファーISE（Fraunhofer ISE）やテュフ（TÜV）など、SolarEdge が指定する一流の国際機関が関与するものとします。別段の合意がない限り、料金や費用はすべて敗訴当事者が負担するものとします。

解釈の最終的な権利は、SolarEdge が有するものとします。

本書は英語で作成された保証書原本の日本語訳に過ぎず、英語版との齟齬がある場合には英語版が適用されることとなります。